

ID: 1212

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>専用水道又は簡易専用水道の給水停止命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>水道法 第37条</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和32年法律第177号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第48条の2第1項の規定により読替えた法第37条の規定による。                  (給水停止命令)</p> <p>第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p>			
<p><b>備考</b></p>	<p>(市又は特別区に関する読替え等)</p> <p>第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において準用する第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。</p>		
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>